

豊岡体育協会規約

(名 称)

第1条 本会は、豊岡体育協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、豊岡地区の社会体育の育成及び普及振興を図り、豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、豊岡地区体育団体及び本会の目的に賛同したものをもって組織する。

- 2 新規加入については会長に加盟申請書を提出し理事会で承認を受けるものとする。
- 3 脱会についてはその理由を付して会長に脱会届を提出しなければならない。
- 4 会長が加盟団体として不相当と認められるに至ったときは、理事会の承認を経て、これを脱会させることができる。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豊岡地区内各体育団体の事業及び連絡提携に関すること。
- (2) 豊岡地区の体育振興事業の計画実施に関すること。
- (3) 豊岡市体育協会及び体育振興に関する市諸機関との連絡に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要なこと。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名
理 事 長	1名
理 事	若干名
会 計	1名
評 議 員	各団体より1名
監 事	2名

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- 2 会長は、理事会において推挙し、総会で承認を得る。
- 3 副会長は、会長が推挙し、総会で承認を得る。
- 4 理事長は、理事の中で互選し、総会で承認を得る。
- 5 理事は、評議員の中より若干名選出する。その他体育に理解のある有識者より会長が若干名推薦し、総会で承認を得る。
- 6 会計は、理事の中より会長が委嘱し、総会で承認を得る。
- 7 評議員は、加盟団体より各1名選出する。ただし、評議員が理事に選出された加盟団体は、これに代わる評議員を選出する。
- 8 監事は、理事会で選出し、総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事長は、理事会の決議に基づき会務を処理し、業務の運営にあたる。
- 5 理事は、本会の重要会務を審議処理し、本会の目的達成のための事業等について企画立案し、協力支援を行う。
- 6 会計は、本会の会計を処理する。
- 7 評議員は、本会に意見を述べ、協力支援を行う。
- 8 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期満了後でも後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(名誉会長、顧問)

第9条 本会に、顧問及び名誉会長を置くことができる。

- 2 顧問及び名誉会長は、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び名誉会長は、本会に意見を述べ諮問に応ずる。

(賛助会員)

第10条 本会の目的に賛同し、協力する者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、総会に出席することができる。

(会 議)

第11条 総会は、会長、副会長、理事長、理事、評議員及び監事で構成する。

2 総会は、会長が招集し、本会の予算及び決算、その他重要事項を審議する。

3 総会は、本会の最高議決機関とし、総会の成立は総会構成役員の2分の1以上の出席
(委任状を含む。)とし、決議は、出席者の過半数による。

第12条 理事会は、会長、副会長、理事長、理事及び監事で構成し、必要に応じ会長が招
集する。

2 理事会は、本会の重要会務を審議し、本会の目的達成のために企画立案する。

第13条 評議員会は、会長が招集し、理事長が運営にあたる。

2 評議員会は、加盟団体相互の連絡調整にあたる。

(事 務 所)

第14条 本会の事務所を豊岡市立総合体育館に置き、事務、会計の処理及び連絡にあたる。

(会 計)

第15条 本会の経費は、加盟団体が拠出する会費、補助金、寄付金及びその他の収入をも
ってあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終わる。

(規約の改正)

第17条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成で改正することがで
きる。

附 則 本会の規約は、昭和42年1月24日より効力を発する。

附 則 本規約は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 本規約は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 本規約は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 本規約は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 本規約は、平成22年4月1日から適用する。

本規約第 17 条の規程にある会計年度は、平成 21 年度に限り、3 月 19 日に終わることとする。

附 則 本規約は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。